

「北九州市まち・ひと・しごと創生推進協議会」開催要綱

(目的)

第1条 北九州市における地方創生の推進にあたり、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を地域の各機関・団体が一体となって推進する必要があるため、産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、言論機関、住民団体等で構成される北九州市まち・ひと・しごと創生推進協議会（以下、「推進協議会」という）を開催する。

(構成)

第2条 推進協議会は、登録を行った団体等で構成する。

2 新たに団体を登録する場合は、事務局から依頼の上登録する。

3 第1項に掲げるもののほか、必要と認めるものをオブザーバーとすることができる。

(開催)

第3条 推進協議会の開催は、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進する各段階において企画調整局長が必要と認めたときに招集する。

2 内容に際して、企画調整局長が必要と認めたときは、議事に関係あるものに出席を求め、意見等を聞くことができる。

3 企画調整局長が特に認めたときは、持回りにより開催することができる。

(庶務)

第4条 推進協議会に関する庶務は、企画調整局地方創生推進室で処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は企画調整局長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。